

平成29年3月定例会

# 宮古地区広域行政組合議会会議録

平成29年 3月23日 開会

平成29年 3月23日 閉会

宮古地区広域行政組合



宮古地区広域行政組合告示第3号

平成29年3月宮古地区広域行政組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年3月9日

宮古地区広域行政組合  
管理者 宮古市長 山本正徳

- 1 期 日 平成29年3月23日（木）午後1時
- 2 場 所 宮古市役所新里総合事務所議場



平成 2 9 年 3 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 会 定 例 会

平成 2 9 年 3 月 2 3 日 (木曜日)

午後 1 時開議

議 事 日 程

諸 報 告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 施策大綱説明
- 日程第 4 議案第 1 号 平成 2 9 年度宮古地区広域行政組合一般会計予算
- 日程第 5 議案第 2 号 平成 2 8 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 6 議案第 3 号 宮古地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

出席議員（13名）

1番	坂本	昇	君	2番	伊藤	清	君
3番	嶋山	直人	君	4番	黒沢	一成	君
5番	佐々木	重勝	君	6番	古舘	一章	君
7番	野舘	泰喜	君	8番	嶋山	拓雄	君
9番	落合	久三	君	10番	尾形	英明	君
11番	阿部	吉衛	君	12番	菊地	大	君
13番	竹花	邦彦	君				

欠席議員（0名）

説明のための出席者

管理者	宮古市長	山本	正徳	君
副管理者	宮古市副市長	山口	公正	君
事務局	局長	飯岡	健志	君
総務課	課長	大久保	一吉	君
施設課	課長	鈴木	登志美	君
消防	長	白鳥	定良	君
消防次長兼消防課	課長	里舘	敏彦	君
総務課	課長	小林	達広	君
宮古消防署	署長	沢田	達雄	君
山田消防署	署長	上沢	隆	君
岩泉消防署	署長	佐々木	重光	君

---

◎開 会

- 議長（竹花邦彦君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年3月宮古地区広域行政組合議会定例会を開会いたします。
- 

◎諸報告

- 議長（竹花邦彦君） 諸報告を行います。

宮古地区広域行政組合監査委員から、地方自治法第199条第9項及び地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成28年度定期監査及び平成28年度一般会計の9月、10月、11月、12月、1月分までの例月現金出納検査について報告があり、既にその写しを配付しておりますのでご了承願います。

---

◎会議録署名議員の指名

- 議長（竹花邦彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、11番、阿部吉衛君、12番、菊地大君を指名いたします。

---

◎会期の決定

- 議長（竹花邦彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本会議の会期について議会運営委員会で審議をした結果、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（竹花邦彦君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

---

◎施策大綱説明

- 議長（竹花邦彦君） 日程第3、施策大綱説明について、管理者の説明を求めます。

管理者、山本宮古市長。

- 管理者（山本正徳君） 平成29年3月宮古地区広域行政組合議会定例会の開催に当たり、平成29年度当初予算に伴う施策の大綱を申し上げ、議員各位並びに宮古圏域住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年は、宮古圏域におきましても、東日本大震災からの復旧・復興に取り組んでいる中、台風10号が襲来し、記録的な豪雨による大きな被害に見舞われました。震災からの復興の計画に沿った復旧・復興の事業を着実に進め、震災以前よりも活力があり魅力あふれるまちとして、まさにこれからそのまちづくりを加速させようとする矢先のこととなり、二重の大きな被災となりました。震災からの着実な復興を引き続き進めるとともに、台風10号災害への対応について早期の取り組みが求められる状況であると認識をいたしております。

このような状況にあつて、当組合は一般廃棄物処理事務におきましては資源循環型社会の形成に向けた継続した取り組みに加え災害廃棄物への対応など、また、消防事務におきましては災害の多様化、大規模化に伴う地域の安全・安心への関心の高まりを受け、災害に備える消防活動体制の強化など重要課題としているところであり、構成市町村及び関係団体と連携、協力し、積極的にこれらに取り組むことにより、宮古圏域の復旧・復興に資するとともに、一層の住民サービスの向上に努めてまいり所存でございます。

それでは、平成29年度における主な施策の概要を申し上げます。

最初に、一般廃棄物処理事務について申し上げます。

一般廃棄物処理は住民の日常生活に深くかかわりのある業務でございますことから、安定的、継続的な処理に万全を期してまいります。

初めに、資源循環型社会の形成に向けた取り組みでございます。昨年、平成37年度を目標年次とする一般廃棄物処理基本計画の中期及び後期の計画を見直し、資源循環型社会の形成を図ることを基本理念とするこれまでの方針を踏襲しつつ、行政、事業者、住民が一体となつてごみの減量化や資源化に努め、震災にかかわる改善が必要となつた目標値を震災前の平成22年度の水準まで回復する計画といたしました。計画見直し後の平成29年度は新たな目標値の達成を目指す初年度として、構成市町村とともにごみの減量化、資源化に改めて取り組んでまいります。

次に、計画的な施設整備維持管理の推進でございます。老朽化した施設の延命化を図るとともに、温室効果ガスの低減に配慮した施設整備を目的とし、ごみ及びし尿のそれぞれの処理施設について改良工事を実施いたしております。平成28年度の工事をもって事業完了するごみ焼却施設は、今後、設備機能などの改良によって得た効果を十分に発揮し、安定的、効率的に稼働することにより施設の維持管理の合理化に一層努めてまいります。

また、2年連続の事業であるし尿処理施設の改良工事につきましては、2年目となる平成29年度は施設の屋根の改修と、管内3カ所にある中継貯留槽の改良工事を実施するなど、事業全体の完了に向け進捗させてまいります。

さらに、埋め立て処分地施設、リサイクル施設につきましては、施設整備計画に基づき、機械機器の整備を行い、継続的な維持管理、円滑な管理運営となるよう事業を実施してまいります。

次に、災害廃棄物への対応について申し上げます。台風10号で発生した災害廃棄物の推計量は、宮古市で約1万2,000トン、岩泉町で約7万5,000トンに及ぶものでございます。当組合は、災害廃棄物の処理に関し、宮古市と岩泉町がそれぞれの処理計画を策定する段階から協議、調整を図り参画してきたところでございます。両市町の災害廃棄物処理実行計画に基づき、平成29年度は年間6,000トン程度の災害可燃物を焼却処理する予定でございます。当組合といたしましては、今後、災害廃棄物を早期に処理できるよう、宮古市及び岩泉町と連携、調整を図りながら進めてまいります。組合を構成する山田町、田野畑村におきましては、災害廃棄物の処理に当たりご理解とご協力をお願い申し上げます。

続いて、消防事務について申し上げます。近年、災害の多様化、大規模化が進む一方、

少子高齢化や人口減少時代の到来など、消防を取り巻く環境は大きく変化しており、消防行政全般にわたって積極的な対応が求められております。また、昨年は地震や風水害など自然災害が全国各地で頻発し、これまで以上に地域における安全・安心への関心が高まっております。このような状況を踏まえ、あらゆる災害に備えて消防活動体制を強化するとともに、救急業務の高度化、火災予防行政の推進、人材育成の充実、消防施設整備など総合的に施策を推進してまいります。

消防事務の施策といたしまして、最初に、救急業務の高度化につきましては、近年増加傾向にある救急需要に的確に備えるため、引き続き高度な救命処置を行える救命救急士を養成するとともに、メディカルコントロール体制の充実を図ってまいります。また、住民を初め、事業主や学校などに対して応急手当ての知識と技術を広く普及させるなど、地域全体で救命率の向上に取り組んでまいります。

次に、火災予防行政の推進につきましては、引き続き防火対象物や危険物施設に対して防火管理体制の徹底を指導するとともに、住宅火災による死傷者を防ぐため、消防団や婦人防火クラブ等と連携を図りながら、一般家庭に対する防火指導や住宅用火災報知器などの設置、維持管理の指導に努めてまいります。

人材育成の充実につきましては、指導的立場にある職員が長年の経験によって培ってきた災害現場における知識や技術の継承に努めるとともに、消防大学校や岩手県消防学校などでの職員研修を行い、人材育成の充実を図ってまいります。

消防施設整備につきましては、平成29年度は拠点施設の安全性、信頼性の確保を図るため、宮古消防署の防水工事や車庫排気ガス排出システム改修工事、訓練棟改修工事に係る実施設計を行うほか、119番通報の受け付け集中化を図るための通信設備工事を実施してまいります。また、消防車両につきましては、災害現場における過酷な使用形態を考慮し、平成29年度は屈折はしご付消防ポンプ自動車の点検修理を実施するとともに、消防ポンプ自動車、高規格救急自動車を更新整備し、消防活動の充実強化を図ってまいります。

以上、平成29年度の宮古地区広域行政組合の施策の大綱を申し上げさせていただきます。

ただいま申し上げました施策の大綱を踏まえ、構成市町村の厳しい財政状況の中、行財政運営の簡素化、効率化を図りながら、平成29年度の事務事業を計上させていただきました。平成29年度の一般会計当初予算額は34億1,124万2,000円となり、前年度に比較して17億2,567万4,000円、33.6%の減少となったところでございます。宮古地区広域行政組合の管理者としてその責務を担うに当たり、予算の効率的な執行に配慮しながら、行政サービスの一層の向上のため、鋭意取り組んでまいります。議員各位のご理解とご協力をお願いいたしますとともに、平成29年度予算案にご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

---

◎議案第1号 平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計予算  
○議長（竹花邦彦君） これより、日程第4、議案第1号 平成29年度宮古地区広域行政

組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

飯岡事務局長。

○事務局長（飯岡健志君） 平成29年度の予算書の1ページをお開き願います。

議案第1号 平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億1,124万2,000円と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第3条は、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による歳出予算の流用について定めるものでございます。

平成29年3月23日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

それでは、歳出からご説明いたしますので、9ページ、10ページをお開き願います。

3歳出。

1款議会費、1項議会費、1目議会費は、議会運営に要する経費で、1節報酬から14節使用料及び賃借料まで合計252万1,000円の計上でございます。主なものは議員報酬及び旅費でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、職員人件費など事務局の業務全般に要する経費で、1節報酬から11ページ、12ページの19節負担金補助及び交付金までの合計8,660万4,000円の計上でございます。

13節委託料に地方公会計の整備を図るため、公有財産台帳精緻化等業務、地方公会計システム構築業務及び保守点検に係る委託料を合わせて585万7,000円、新規に計上しております。

11ページ、12ページをお開き願います。

2目公平委員会費は、県への事務委託料で4万8,000円の計上でございます。

2項監査委員費、1目監査委員費は、1節報酬から12節役務費まで合計37万円の計上でございます。主なものは委員報酬及び旅費でございます。

3款衛生費、1項保健衛生費、1目環境衛生費は、旧食肉処理センターの建物に係る保険料1万円を計上するものです。

2項清掃費、1目清掃総務費は、11節需用費及び13節委託料の合計で1億5,269万6,000円の計上でございます。主なものは構成町村のごみ収集に要する経費でございます。

2目ごみ焼却施設費は、職員人件費などごみ焼却施設の管理運営に要する経費で、2節給料から13ページ、14ページの27節公課費までの合計3億537万4,000円の計上でございます。予算の減額の主な理由は、ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事の実施効果として施設の管理運営経費の低減を見込むものでございます。

13ページ、14ページをお開き願います。

3目埋立処分地施設費は、職員人件費など最終処分場の管理運営に要する経費で、2

節給料から15ページ、16ページの27節公課費まで合計1億4,217万2,000円の計上でございます。予算の増額の主な理由は、施設整備計画に基づく11節需用費の修繕料の機械修繕及び18節備品購入費の重機購入の計上によるものでございます。特定財源として、国庫支出金、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金48万6,000円を充当するものです。

15ページ、16ページをお開き願います。

4目し尿処理施設費は、職員人件費などし尿処理施設費の管理運営に要する経費で、2節給料から27節公課費までの合計1億8,374万3,000円の計上でございます。予算の減額の主な理由は、職員1名の増加に伴い人件費を増額する一方、施設の管理運営経費の減少を見込むことによるものでございます。

5目汚泥混焼施設費は1,234万円の計上でございます。11節需用費から13節委託料まで施設の管理運営に要する経費でございます。

6目リサイクル施設費は、2節給料から17ページ、18ページの27節公課費までの合計8,391万4,000円の計上で、職員人件費などリサイクル施設の管理運営に要する経費でございます。

17ページ、18ページをお開き願います。

7目し尿処理施設基幹的設備改良事業費は、平成28年度から29年度にかけて施設の長寿命化を図るため実施するもので、29年度分の事業費として、9節旅費から15節工事請負費までの合計4億2,305万7,000円の計上です。事業費の主なものは、改良工事費のほか工事施工管理委託料などを計上しております。特定財源として国庫支出金、循環型社会形成推進交付金事業費補助金5,439万2,000円を充当するものです。

8目災害ごみ処理事業費1,316万9,000円は、昨年台風10号により発生した災害ごみの処理に係る経費を新規に計上するものでございます。

(ごみ焼却施設基幹的設備改良事業費)は、事業終了に伴い廃目とするものでございます。

4款消防費、1項消防費、1目常備消防費は、消防職員の人件費、消防救急業務等に要する経費で、2節給料から19ページ、20ページの27節公課費までの合計16億5,009万4,000円の計上でございます。予算の増額の主な理由は人件費の増によるものです。特定財源として、県支出金、岩手県防災航空隊及び消防学校への派遣職員に伴う県からの職員人件費負担金1,764万2,000円を充当するものです。

19ページ、20ページをお開き願います。

2目消防施設費は、11節需用費から18節備品購入費までの合計3億107万円で消防緊急通信指令システムの改修工事、消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車の購入など、施設整備計画に基づく施設車両等の整備に要する経費の計上でございます。特定財源として国庫支出金、緊急消防援助隊設備整備費補助金3,000万円の充当をするものです。

21ページ、22ページをお開き願います。

5款災害復旧費、1項厚生労働施設災害復旧費、1目衛生施設災害復旧費は整理科目でございます。

2項その他公共・公用施設災害復旧費、1目消防施設災害復旧費1,544万4,000円は、台風10号により被災した岩泉消防署の消防救急デジタル無線可搬型衛星通信装置の購入

費を新規に計上するものでございます。

6 款公債費、1 項公債費、1 目元金は3,377万7,000円の計上で、長期債元金償還金の計上でございます。

2 目利子283万8,000円の計上は、長期債償還利子の計上でございます。

7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費は、前年度と同額の200万円の計上でございます。

次に、歳入を説明いたしますので、5 ページ、6 ページにお戻り願います。

なお、歳出でご説明いたしました特定財源につきましては説明を省略させていただきます。

2 歳入。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目組合負担金は32億3,241万1,000円の計上で、構成市町村からの負担金でございます。1 節総務9,022万円、2 節衛生12億1,520万2,000円、3 節消防19億2,698万9,000円の計上でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料は、収入見込みにより土地等使用料72万9,000円の計上でございます。

2 項手数料、1 目衛生手数料は、収入見込みにより処理業許可、ごみ処理及びし尿処理の合計5,377万2,000円の計上でございます。

2 目消防手数料は、収入見込みにより危険物取扱許可及び諸証明の合計100万5,000円の計上でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金から、7 ページ、8 ページの4 款県支出金、1 項県負担金までは歳出の特定財源で説明いたしましたので省略いたします。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入は、敷地貸付料で36万円の計上でございます。

2 項財産売払収入、1 目物品売払収入は、整理科目でございます。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金は整理科目でございます。

7 款諸収入、1 項組合預金利子、1 目組合預金利子は、収入見込みにより1 万円の計上でございます。

2 項雑入、1 目雑入は、収入見込みにより資源物売払代金など2,043万3,000円の計上でございます。

以上、歳入歳出それぞれ34億1,124万2,000円の計上で、前年度と比較をいたしまして、歳入歳出それぞれ17億2,567万4,000円の減額でございます。

附表といたしまして、23ページから26ページまで給与費明細書、27ページ上段に債務負担行為に関する調書及び下段に地方債に関する調書を添付しております。

以上が平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計予算の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（竹花邦彦君） これより、議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入及び歳出一括としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。質疑のある方は、予算書もしくは説明資料のページ数をおっしゃってから質疑に入るようお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。質疑はございませんか。

落合久三議員。

○9番（落合久三君） 1つ目は、今、管理者のほうから29年度の施策の大綱の説明といますか表明があったんですが、きょうこの場で初めて見るものですから、ちょっとのみ込めない点もあるかとは思いますが、ちょっと質問したい点があります。

市長の大綱の説明の2ページのところで、初めにと上から七、八行目から具体的な資源循環型の社会の形成に向けた取り組みとして最初に挙げられているのが中心的な課題だと思うんですが、ごみの減量化や資源化に努め、数値目標として、震災前の平成22年度の水準まで回復する計画としたと。これ、具体的には数字であらわせばどういうことになりますか。

○議長（竹花邦彦君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 目標年次における1人1日当たりの排出量を800グラムということで目標値を掲げております。これにつきましては、一般廃棄物処理基本計画が今回見直しをかけたわけでございますけれども、前回平成23年度に策定しております。その後、震災が発生いたしまして、ごみの量がふえてきております。これは県の同様の計画もそうなんです、県全体にごみの量がふえてきているという部分で、そのごみのふえた部分につきまして、22年まで減量しようということで方針を固めたところでございます。

○議長（竹花邦彦君） 落合久三議員。

○9番（落合久三君） 言葉ではそういうことになるわけですが、もうちょっと具体的に、例えば重点的にこういう施策を通して震災前に近づけるんだと。確かに経過はわかりますし、空前の東日本大震災あって、本当にもう災害廃棄物の山という状態から、今ここまで来たんですが、これを震災前の状態に取り戻すというのも見えてきているからこういう数値目標も、管理者のほうからあえて発表になったと思いますので、もうちょっとだけ、どこをどういうふうに減量、資源化しようとするのか、ポイントだと思う点を概括的でいいですからお願いします。

○議長（竹花邦彦君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） ごみの中の組成を見ますと、生ごみというのが一番多いです、重量的にも多いんですが、その中で水分、いわゆる生ごみに含まれる水が多いですよということです。県内でも広域管内のごみの排出量は高い位置にございます。ですので、これからごみを減量、今、再分別化、資源化してきているわけですが、その中でもポイントとすれば生ごみの水分を減らすというのがこれからの減量の活動になるかと思えます。

○議長（竹花邦彦君） 落合議員。

○9番（落合久三君） じゃ、今、施設課長が答弁したのがポイントかなと私も思っていたので、この問題では最後に、生ごみの水分を除去するためには何をどうしようとしておりますか。

○議長（竹花邦彦君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） この生ごみの中の水、水分の減量化につきましては、組合としては具体的な施策というのはいないんですけれども、これはあくまでもそれぞれの構成市町村さんのほうに対応していただく部分かなというふうに思っております。

その中で、今、例として取り組んでいるのが生ごみのひとしぼり運動とか、そういったいわゆる台所の排出の段階でそういった水分を切っていこうという運動を行っております。そういった部分が拡大していけばいいのかなというふうに思っております。

○議長（竹花邦彦君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 宮古のこの生ごみの排出量というのは、県内の市町村の中でも高いところでずっといるので、いわば長年のといってもいいかもしれませんが、懸案事項でもあります。

私の町内でも、例えばこういうお母さんがおります。行政の側は生ごみをちゃんと、できるだけ水分を少なくして出そうというふうに強調する一方で、汚れた状態のものを生ごみに突っ込んで収集日に出すと、それを清掃の職員が収集に来たときに、これは汚れがひどいからだめと、ちゃんと洗って出しなさいと、そういうもの、そういう容器の類いのやつ。そのことでいつも話題になっているのは、ごみ減量をするという意味でちゃんと洗って出しなさいとやると、水道料金がすごくかかると、それをちゃんとやろうと思えば。そうじゃなくて、出しているほうは黙って可燃物に出したほうが早いんだという判断を、特にプラです、プラスチック出すときに汚れがひどい状態でプラスチックの収集所に入れると持っていかない場合が多いんですよ。それを克服するためにはちゃんと洗いなさいというふうに一方で言われるので、それをやろうとするとえらい、えらいと言ってもどのぐらいかわかりませんが、というような問題も含めてあるかに思いますので、それは直接的な要因に、減量化するためのキーポイントになるかどうかというのはちょっと違うような気もするんですが、ともあれ生ごみに含まれる水分をどうやって減らすかという問題は、各構成市町村にもきちっとお願いをしたいというのはいいんですが、私は一大運動を、もう一度原点に立ち返って、広域行政組合としても参与会としても議会としても、市民に、住民に呼びかけると。例えば台所に三角コーナーみたいなのがあったところのやつも、そのままぽいっとこうやるんじゃなくて、半日置いて水分を出した状態でゴミ袋に入れるようにしようと、これは町内会連合会等にもきちっと周知徹底をして、私は一面で風化しつつある、この呼びかけ自体がというふうに思いますので、ぜひそういうことも含めて、地道な取り組みがやっぱりここは必要でないかと思うんですが、管理者である市長はどうでしょうか。

○議長（竹花邦彦君） 宮古市長、山本管理者。

○管理者（山本正徳君） 落合議員のおっしゃるとおりだというふうに思います。今までもごみの減量化といってずっと取り組んできた経緯がございますが、また、震災があった後、やはりちょっと忘れぎみになっている方々が多いのではないかなというふうに私も思います。もう一度、やはり呼びかけをしていきたいというふうに思っておりますので、各町村にも呼びかけてごみの減量化に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（竹花邦彦君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 2つ目ですが、全協でもちょっと触れたんですが、予算でいいますと予算書の11、12ページから13、14ページの3款衛生費、2項清掃費、2目ごみ焼却施設費。

全協で私がお聞きしたので少し立ち至った説明もあったものですから、清掃センターに係る経費が前年比でマイナス2,012万2,000円、結構大きい減額がされて29年度の予算が提案されていると。この中身は何ですかということをお尋ねしたならば、基幹改良工事をやったことによってCO<sub>2</sub>の削減が大幅に進み、電気料等の需用費が大幅に減少したと、もう大変いいことだと。

この基幹改良した1つの目的、1つというか、中心的な目標に明確に実績が生まれつつあるという点では、我々もああよかったなと本当に心からそう思うんですが、一方で、この予算書の21、22ページ、歳出の公債費、ここには長期施設の、この款の、6款公債費、1項公債費、1目元金、2目利子、ここの説明書きのところに廃棄物処理施設長期債元金償還金、利子償還金、2つ合わせますと平成29年度で3,742万1,000円と。長期債の元利償還が、これは平成28年度もほぼ同じ金額ですので3,700万前後の借金払いに充てると。一方で、焼却施設のセンターの経費は年間2,000万減額になっていくということですので、多少というか、当たり前ですが、償還のほうはどうしても大きいわけですけども、それにしても年間の償還費、このことだけの長期債ではないかもしれませんが、大ざっぱに言えばね。一定のものが経費節減としてあらわれているということは大変いいことだというふうに思うんですが、この清掃センターの経費の削減、これは全協でお聞きしましたら2号炉のほうも含めた減額の見込みだという紹介でしたが、端的に言ってこれは、この減額の規模はどのぐらいまで持続すると予想できますか。

○議長（竹花邦彦君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） これはあくまでも28年度との比較でございます。ですので、今後のこういった減額の額につきましては、29年度の2号炉が1年間稼働した中での実績をもとに推計してまいりたいというふうに思っております。

○議長（竹花邦彦君） 落合議員。

○9番（落合久三君） わかりました。

次に、戻りまして、予算書の17、18ページ、3款衛生費、2項清掃費、8目災害ごみ処理事業費、これも全協であらましを聞いたのであれですが、ここに1,316万9,000円が当初で計上されているんですが、先ほど全協でお聞きしましたら、台風10号による災害廃棄物、宮古市が1万2,000トン、岩泉町が7万5,000トン、これ合わせますと8万7,000トン。これを年間6,000トン焼却していく、単純に計算しますと、年間6,000トン焼却していくといえれば14年かかるんですが、そういう構想でこれはそもそも立てているんでしょうか。ちょっと長過ぎるんじゃないかなと思うんですが、そこ、検討している中身があれば。

○議長（竹花邦彦君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 説明不足だったかもしれません。それで、宮古市さんの1万2,000トン、あと岩泉町さんの7万5,000トンと申しますのは、全部の災害廃棄物です。

この中には可燃ごみもございませし不燃ごみもございませし、土砂もございませ。その中で当組合で処理できる可燃物については年間6,000トンということになります。今度はそれぞれの、宮古市さんと岩泉町さんでその可燃ごみの量がまだ現段階では確定しておりませ。その中で、これ今後なんですが、宮古市さんと岩泉町さんでその可燃ごみの量を把握した中で、組合と調整を図りながら年間6,000トンの中で処理をしてまいりたいということございませ。

○議長（竹花邦彦君） 落合議員。

○9番（落合久三君） そうしますと、宮古、岩泉で8万7,000トンのうち、これは可燃も不燃も全部ひっくるめての話だと、土砂等も。可燃対象となり得るといのは大体どのぐらいでしょうか、わかりますか。

○議長（竹花邦彦君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 大変申しわけございませ、私のところで今、そこまで詳しい数字はいただいおりませ。

○議長（竹花邦彦君） 落合議員。

○9番（落合久三君） わかりました。

そこで、この問題で最後は、全協のときに山田の議員のほうから、いや、山田も廃棄物あるぞと、台風10号のというのに対して説明は、山田もあるのはわかっているが、それは家庭ごみと一緒にたて搬入されて焼却されているという説明だったように記憶するんですが、そこで、そういう分類の仕方というの適切なんでしょうか。

というの、歳入で負担金の中にこの災害廃棄物の計上されているのは宮古、岩泉の分しか計上されていないので、確かに分類するのが面倒なのか、もしくは少量なためにとりあえずそうしているのかというふうにちょっと思ったりするんですが、その区別がわからないので聞いているんですが、どうですか。

○議長（竹花邦彦君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 1つは、今回予算計上させていただきましたのは災害認定されたもので、それぞれの市町村の100%ということで負担割合を決めておりませ。先ほど全協のほうで質問があった部分につきましては、従来こういった台風とかの部分については、当然、水が出れば河川等に流れ着く、一般的な、一般的なという言い方はおかしいんですが、そういった流出されたごみというふうに判断をしております。ですので、通常一般家庭ごみと同様にそういった河川あるいは港湾等に流れ着く漂着物については、一般ごみとして処理をしているところございませ。

○議長（竹花邦彦君） 落合議員。

○9番（落合久三君） わかりました。

最後に、歳入の構成団体の負担金なんですが、5ページ、6ページ、組合負担金。この中で、こっちの説明、全協で説明いただいた資料のほうに詳しく中身が載っているんで、それも踏まえて最後に質問したいのは、ちょっと私、広域の議会初めてなものですから、長い歴史あってこういうふうになってきたんだと思うんですが、その経過がよくわからないので、ちょっと観点の違うというか、間違った指摘になったら率直に指摘してほしいですが、この構成市町村の負担金の内訳表というの全協のほうで示されて

いるんですが、この中に、先ほど私が言った災害ごみ処理事業費というのがあります。負担金の内訳、ごみ焼却施設の管理費、埋立処分地の管理費、し尿処理、汚泥、リサイクル云々、災害ごみ処理と。ここに負担金が宮古市658万5,000円、岩泉町658万4,000円と。ごみの数量で言えば岩泉のほうがもう何倍もあるわけなんですけど、いや、そんなことはいいんですが、この負担金の、こういう負担の割合というの、今、課長がちらっと、それぞれの被災をして排出されたごみを持っている自治体の負担によってというような、ちょっとそういう表現で言ったと思うんですが、私、そこがちょっと、広域行政組合の負担金の、こういう場合の考え方を、何か疑問があるというんじゃないで、きちっと知りたいために質問するんですが、こういうのは全て被災した自治体に負担金としてやるということなんでしょうか。

それから、あわせて……

○議長（竹花邦彦君） 一問一答でお願いします。

飯岡事務局長。

○事務局長（飯岡健志君） 負担金のまず発想が均等割あるいは利用割ということで、皆さんで均等に分けていただく部分に係る経費、あるいは利用割によって負担していただく分というふうに、まず2通りの考え方がございます。その中で、今回の災害廃棄物は宮古市と岩泉町に係る災害廃棄物を処理するのが目的でございますので、その利用割100%をもって処理するというところで、規約の中にその負担分を明記させていただいて、そして全協でもご説明申し上げましたが、県との協議も調えながら、市町村議会の議決も頂戴しながら、規約の中で処理をしてまいるというのが考え方でございます。

○議長（竹花邦彦君） 落合議員。

○9番（落合久三君） そこはわかりました。

そうすれば最後に、今、先ほど全協でも示され、今も管理者の大綱の中にも数字も出てきたんですが、台風10号による災害廃棄物の現時点での数量は宮古が1万数千トン、岩泉が7万だったかな。この数量と負担金の額というのはどういうふうに、計算式を聞きたいんじゃないで、考え方。

○議長（竹花邦彦君） 飯岡事務局長。

○事務局長（飯岡健志君） 災害廃棄物の当初予算の考え方でございますが、年間6,000トン程度の災害可燃物の処理ということで、ごみの総量は確かに推計量として宮古1万2,000トン、岩泉町7万5,000トンと約の推計量をご報告申し上げましたが、その推計量に基づく算出はまず当初ではいたしませんでした。というのは、6,000トンの処理が可能な中で、どのぐらい宮古市から持ち込まれるか、あるいは岩泉町から持ち込まれるかがわからなかったためです。ですので、市町村のごみ処理のスピードに応じて、宮古市の量あるいは岩泉の量によってその年間6,000トンを割り振りながら今年度はやっていきたいというふうに考えております。ですので、1年後、3月の議会のころには29年度の確定した負担金を割合によって頂戴するような補正予算の提案をしたいというふうに考えてございます。

○議長（竹花邦彦君） 尾形英明議員。

○10番（尾形英明君） 今の質問に若干関連すると思うんですが、大綱の中の3ページ

の中ごろから台風10号の発生、廃棄物の処理の関係が載っていますが、最後のあたりに、4ページの中で組合を構成する山田、田野畑村におきましてはという部分があります。その後にご理解とご協力をお願いしますという文があるんですが、ご理解はしました。ご協力というのはどういう意味なのでしょうか。

○議長（竹花邦彦君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） あくまでも一般家庭から出ますごみと混焼するものでございます。ですので、当然優先するのは一般家庭からのごみが処理を優先するわけなんですけれども、その中で新たに今回発生しました台風10号の災害ごみを焼却するというところで、この部分につきましては山田町さんを含めてご協力をお願いしたいということでございます。

○議長（竹花邦彦君） 尾形議員。

○10番（尾形英明君） その焼くのに納得しろということなのか、それとも、ご協力というのはそれなりに山田町も田野畑からも応分の負担金というか、処理料をいただくような内容のものなのかというのを確認したかったんです。

○議長（竹花邦彦君） 飯岡事務局長。

○事務局長（飯岡健志君） 金銭的な負担金を山田町あるいは田野畑村に求めるという意味で表記したものではありません。あくまで精神的な意味合いを込めて、ご理解とご協力をお願いした内容というふうにご理解をお願いしたいと思います。

○議長（竹花邦彦君） 尾形議員。

○10番（尾形英明君） ご理解はします。最終的に、全協でも言ったんですけれども、山田町にも若干はあると思いますので、それも含めた形の中で、後で山田町も負担してくださいというようなことはないですね。

○議長（竹花邦彦君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） この災害廃棄物を29年度に処理するという段階で、それぞれの市町村さんに災害はありますかという確認をしております。その中で、あると言った部分が宮古市さんと岩泉町さんでございます。山田町さんと田野畑村さんはないということでしたので、今回の負担割合を含めてこういった形で進めさせていただいております。

○議長（竹花邦彦君） 尾形議員。

○10番（尾形英明君） 伺いといったという部分がある話ですけれども、経過の中で、これから進んだ中で、やっぱり災害で出たごみだったんでないですかとか、変な伺いとられた場合に、かもしれないという話があった場合には、じゃ負担金は払わなきゃならなくなる可能性があるんですか。

○議長（竹花邦彦君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） そういった事情が出てくれば、当然負担金はいただくような形になるかと思えます。

○議長（竹花邦彦君） よろしいですか。

○10番（尾形英明君） 了解。

○議長（竹花邦彦君） そのほかございませんか。

坂本昇議員。

○1番（坂本 昇君） 関連をしますが、ここは可燃ごみということになっています。うち7万5,000トンの岩泉町の場合は、結構不燃ごみというのがありますが、これに伴う負担金なり、それについての考え方をお聞きします。

○議長（竹花邦彦君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 今、組合のほうで処理を考えておりますのは可燃の災害廃棄物でございます。不燃につきましては、岩泉町さんの例を出しますと、それぞれ岩泉町さんで処分先を確定いたしまして、そちらのほうで処理するというところでございます。

○議長（竹花邦彦君） よろしいですか。

坂本議員。

○1番（坂本 昇君） ということは、関係自治体というか、その町村でやりなさいということですね。

次に、同じ18ページなんですけど、今度、常備消防のほうをお伺いします。

職員給与193人ということがありました。この台風10号で、岩泉町に例えば30人の消防署員がいた場合に、今回の台風のように全域にわたりますと寸断をされて、とても全職員が岩泉町にかかわるといふふうには、結構時間と対策が必要になってまいります。

これを検証して、この前、岩泉町議会でも岩泉の署長からは積極的な話は伺ったんですが、広域としてその検証についてのお考えがありましたらお願いします。

○議長（竹花邦彦君） 白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） この台風10号に係る検証でございますけれども、岩泉町だけでなく各署で災害があったものですから、消防署、分署合わせて7署、7署各署で検証をさせて、それから消防本部で吸い上げて、それから消防本部でもそれをまとめた中の検証はいたしました。これは台風10号にかかわらず大震災等も同じでございます。

○議長（竹花邦彦君） 坂本議員。

○1番（坂本 昇君） 考えられるのは、どうしても地元消防署員が少ないと、緊急に集まるときに即刻の対応におくれをとることもありました。そういうふうなことも配慮しながら、地元消防署員率を常に6割ぐらい確保していくことが、半分は地元からなんだというふうなことの考えには至れないのかどうか、いかがでしょうか。

○議長（竹花邦彦君） 白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） 今のご質問でございますけれども、消防職員の任用に関しましては、あくまで職員採用試験に基づいて上位の者から採用しておりますので、地域を分けて採用しているわけではございません。ただ、先ほどおっしゃいましたとおり、職員の招集等についてはこれから検証した部分を含めて対応してまいりたいと思っております。

○1番（坂本 昇君） 終わります。

○議長（竹花邦彦君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） 質疑を終了してよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計予算は原案どおり可決されました。

議案第1号

平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計予算

平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,411,242千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月23日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算

歳入				(単位・千円)
会計	宮古地区広域行政組合一般会計	項	金額	
款				
1	分担金及び負担金			3,232,411
		1 負担金		3,232,411
2	使用料及び手数料			55,506
		1 使用料		729
		2 手数料		54,777
3	国庫支出金			84,878
		1 国庫補助金		84,878
4	県支出金			17,642
		1 県負担金		17,642
5	財産収入			361
		1 財産運用収入		360
		2 財産売却収入		1
6	繰越金			1
		1 繰越金		1
7	諸収入			20,443
		1 組合預金利子		10
		2 雑入		20,433
** 歳入合計 **				3,411,242

歳出				(単位・千円)
会計	宮古地区広域行政組合一般会計	項	金額	
款				
1	議会費			2,521
		1 議会費		2,521
2	総務費			87,022
		1 総務管理費		86,652
		2 監査委員費		370
3	衛生費			1,316,475
		1 保健衛生費		10
		2 清掃費		1,316,465
4	消防費			1,951,164
		1 消防費		1,951,164
5	災害復旧費			15,445
		1 厚生労働施設災害復旧費		1
		2 その他公共・公用施設災害復旧費		15,444
6	公債費			36,615
		1 公債費		36,615
7	予備費			2,000
		1 予備費		2,000
** 歳出合計 **				3,411,242

◎議案第2号 平成28年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）

○議長（竹花邦彦君） 日程第5、議案第2号 平成28年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

飯岡事務局長。

○事務局長（飯岡健志君） 議案集の2-1ページをお開き願います。

議案第2号 平成28年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,555万2,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ50億4,885万3,000円とするものです。

平成29年3月23日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

はじめに、歳出からご説明いたしますので、2-6ページ、7ページをお開き願います。

2歳出。

1款議会費、1項議会費、1目議会費130万2,000円の減額は、議員の異動に伴い、1節報酬を4,000円増額するとともに、議員研修に係る費用について、9節旅費から14節使用料及び賃借料まで、あわせて130万6,000円を実績見込みにより減額し補正するものです。議員報酬の補正の内容につきましては、2-10ページの給与費明細書に記載しておりますが、説明は省略をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費204万9,000円の減額は、13節委託料、職員健康診断の実績見込みによるものです。

3款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費421万1,000円の減額は、13節委託料山田町及び岩泉町のごみ収集運搬委託料の実績見込みによるものです。

2目ごみ焼却施設費2,670万円の減額は、11節需用費及び13節委託料について、施設運営の費用の実績見込みに合わせ、一般廃棄物処理基本計画の策定業務委託の事業の確定による補正でございます。

3目埋立処分地施設費60万円の減額、4目し尿処理施設費1,021万9,000円の減額、5目汚泥混焼施設費210万円の減額、及び6目リサイクル施設費205万6,000円の減額でございますが、これら各目の11節需用費、12節役務費及び13節委託料は、それぞれの施設の運営に要する費用の実績見込みにより補正するものです。

8目し尿処理施設基幹的設備改良事業費1,159万1,000円の減額は、事業に係る9節旅費、13節委託料及び15節工事請負費を事業の確定により補正するものです。

2-8、2-9ページをお開き願います。

4款消防費、1項消防費、1目常備消防費270万5,000円の減額は、13節委託料から19節負担金補助及び交付金まで、常備消防の事務費等に係る経費について実績見込みにより補正するものです。

2目消防施設費1,201万9,000円の減額は、13節委託料、15節工事請負費及び18節備品購入費を事業の確定により補正するものです。

次に、歳入を説明いたしますので、2-4ページ、2-5ページにお戻り願います。

1歳入。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合負担金9,773万1,000円の減額は、1節総務373万9,000円、2節衛生7,926万8,000円、3節消防1,472万4,000円をそれぞれ減額するもので、歳入の他の科目の補正額及び歳出補正額に基づき調整し補正するものです。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料32万1,000円、2項手数料、1目衛生手数料215万3,000円、7款諸収入、1項組合預金利子、1目組合預金利子6万7,000円、2項雑入、1目雑入1,963万8,000円の増額補正は、いずれも収入見込みによるものです。

以上が、平成28年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（竹花邦彦君） これより、議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入及び歳出一括としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。

それでは、質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） ないようでありますので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 平成28年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）は原案どおり可決されました。

議案第2号

平成28年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）

平成28年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ75,552千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,048,853千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月23日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入		(単位・千円)		
会計	宮古地区広域行政組合一般会計	補正前の額	補正額	計
款	項			
1	分担金及び負担金	4,467,174	△97,731	4,369,443
	1 負担金	4,467,174	△97,731	4,369,443
2	使用料及び手数料	52,414	2,474	54,888
	1 使用料	151	321	472
	2 手数料	52,263	2,153	54,416
7	諸収入	15,069	19,705	34,774
	1 組合預金利息	50	67	117
	2 雑入	15,019	19,638	34,657
補正されなかった款項にかかる額		589,748		589,748
** 歳入合計 **		5,124,405	△75,552	5,048,853

2 歳出		(単位・千円)		
会計	宮古地区広域行政組合一般会計	補正前の額	補正額	計
款	項			
1	議会費	2,599	△1,302	1,297
	1 議会費	2,599	△1,302	1,297
2	総務費	85,313	△2,049	83,264
	1 総務管理費	84,936	△2,049	82,887
3	衛生費	2,968,416	△57,477	2,910,939
	2 清掃費	2,968,406	△57,477	2,910,929
4	消防費	2,029,077	△14,724	2,014,353
	1 消防費	2,029,077	△14,724	2,014,353
補正されなかった款項にかかる額		39,000		39,000
** 歳出合計 **		5,124,405	△75,552	5,048,853

◎議案第3号 宮古地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長（竹花邦彦君） 日程第6、議案第3号 宮古地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

飯岡事務局長。

○事務局長（飯岡健志君） 議案集の3-1ページをお開き願います。

議案第3号 宮古地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が平成29年5月30日に施行され、同法により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が改正されることに伴い、宮古地区広域行政組合個人情報保護条例の関係規定について所要の改正をしようとするものであります。

それでは、条例案の内容についてご説明いたします。

宮古地区広域行政組合個人情報保護条例第30条第1項第1号の規定において引用している番号法の規定が、このたびの法律改正により条番号が繰り下げられることに伴い、同条例において引用している番号法の条番号の規定を第28条から第29条に改正しようとするものでございます。

次に、附則でございますが、条例の施行日を法律の施行日に合わせて平成29年5月30日とするものでございます。

以上が条例案の主な内容でございますが、条例案の朗読は省略させていただきます。

平成29年3月23日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（竹花邦彦君） これより、議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 宮古地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。

---

◎閉 会

○議長（竹花邦彦君） これをもちまして、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成29年3月宮古地区広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

午後 2時13分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長 竹花 邦彦

署 名 議 員 阿部 吉衛

署 名 議 員 菊地 大